

第 99 号議案

豊川市体育施設条例の一部改正について

豊川市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 2 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市体育施設条例の一部を改正する条例

豊川市体育施設条例（昭和 3 2 年豊川市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																
(名称及び位置)	(名称及び位置)																																
第2条 (略)	第2条 (略)																																
2 体育施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。	2 体育施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>豊川市豊川公園野球場</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>豊川市豊川公園庭球場</td> <td>豊川市金屋西町3丁目16番地の2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>豊川市上長山庭球場</td> <td>豊川市上長山町下三手川48番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		豊川市豊川公園野球場	(略)	(略)		豊川市豊川公園庭球場	豊川市金屋西町3丁目16番地の2	(略)		豊川市上長山庭球場	豊川市上長山町下三手川48番地1	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>豊川市野球場</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>豊川市庭球場</td> <td>豊川市諏訪1丁目80番地</td> </tr> <tr> <td>豊川市桜ヶ丘公園庭球場</td> <td>豊川市桜ヶ丘町79番地の2</td> </tr> <tr> <td>豊川市上長山庭球場</td> <td>豊川市上長山町下三手川48番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		豊川市野球場	(略)	(略)		豊川市庭球場	豊川市諏訪1丁目80番地	豊川市桜ヶ丘公園庭球場	豊川市桜ヶ丘町79番地の2	豊川市上長山庭球場	豊川市上長山町下三手川48番地1	(略)	
名称	位置																																
(略)																																	
豊川市豊川公園野球場	(略)																																
(略)																																	
豊川市豊川公園庭球場	豊川市金屋西町3丁目16番地の2																																
(略)																																	
豊川市上長山庭球場	豊川市上長山町下三手川48番地1																																
(略)																																	
名称	位置																																
(略)																																	
豊川市野球場	(略)																																
(略)																																	
豊川市庭球場	豊川市諏訪1丁目80番地																																
豊川市桜ヶ丘公園庭球場	豊川市桜ヶ丘町79番地の2																																
豊川市上長山庭球場	豊川市上長山町下三手川48番地1																																
(略)																																	
(利用時間)	(利用時間)																																
第4条 体育施設の利用時間は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。	第4条 体育施設の利用時間は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。																																
(1) (略)	(1) (略)																																
(2) 豊川市豊川公園野球場、豊川市弘法山公園野球場及び豊川市本野原第一公園広場 午前6時から午後9時まで	(2) 豊川市野球場、豊川市弘法山公園野球場、豊川市本野原第一公園広場及び豊川市東上野球場 午前6時から午後9時まで																																
(3) 豊川市東上野球場及び豊川市足山田野球場 午前6時から午後7時まで	(3) 豊川市足山田野球場 午前6時から午後7時まで																																
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)																																
(6) 豊川市豊川公園庭球場 午前9時から午後9時まで	(6) 豊川市庭球場及び豊川市桜ヶ丘公園庭球場 午前9時から午後9時まで																																
(7)・(8) (略)	(7)・(8) (略)																																

別表第1 施設利用料金の限度額（第12条関係）

## ア 専用利用

施設の名称		早朝	午前	午後	夜間	午前・午後
		午前6時から午前9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで
豊川市陸上競技場	競技場		2,520円	3,360円	2,520円	5,880円
	談話室		940円	1,260円		2,200円
豊川市豊川公園野球場	野球場	1,090円	1,090円	1,470円	1,090円	2,560円
	ミーティング室	840円	840円	1,120円	840円	1,960円
	役員室	840円	840円	1,120円	840円	1,960円
豊川市スポーツ公園野球場		990円	990円	1,320円		2,310円
豊川市スポーツ公園サッカー場			7,350円	10,040円		17,570円
豊川市スポーツ公園ソフトボール場		960円	960円	1,280円		2,240円

## 備考

- この表に規定する利用時間（以下「基本時間」という。）に連続する1時間について利用の許可を受けた場合のその時間に係る利用料金は、基本時間の利用料金の1時間当たりの額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 入場料又はこれに類するものを1人1回につき1,000円以上徴収するときの利用料金の額は、この表に定める額の4倍の額とする。

〇

別表第1 施設利用料金の限度額（第12条関係）

施設の名称		個人利用		専用利用				
				早朝	午前	午後	夜間	午前・午後
				午前6時から午前9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで
豊川市陸上競技場	競技場	小学生、中学生又は高校生	1回につき 50円					
			1月定期券 520円					
			6月定期券 2,100円					
		一般	1回につき 100円		2,520円	3,360円	2,520円	5,880円
			1月定期券 1,050円					
			6月定期券 4,200円					
	65歳以上	1回につき 50円						
		1月定期券 520円						
		6月定期券 2,100円						
		談話室			940円	1,260円		2,200円
豊川市野球場	野球場			1,090円	1,090円	1,470円	1,090円	2,560円
	ミーティング室			840円	840円	1,120円	840円	1,960円

イ 個人利用

施設の名称		利用者の区分	利用料金の限度額	
豊川市陸上競技場	競技場	小学生、中学生 又は高校生	1回につき	50円
			1月定期券	520円
			6月定期券	2,100円
		一般	1回につき	100円
			1月定期券	1,050円
			6月定期券	4,200円
		65歳以上	1回につき	50円
			1月定期券	520円
			6月定期券	2,100円

備考 利用者が障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、次に掲げる手帳のうちいずれかの交付を受けたものである場合は、当該利用者の利用料金及びその者が豊川市陸上競技場を利用する際に介護等を行う者として指定管理者が必要と認められた者の当該介護等を行うときの利用料金は、この表に規定する利用料金の額の2分の1の額とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 愛知県知事が交付する療育手帳

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

別表第1の2（第12条関係）

施設の名称	午前9時から 正午まで	正午から午後 3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで
	豊川市豊川 公園庭球場	コート1面 930円	コート1面 930円	コート1面 930円

備考

1 この表に規定する利用時間（以下「基本時間」という。）に連続する1時間について利用の許可を受けた場合のその時間に係る利用料金は、基本時間の利用料金の1時間当たりの額とする。

役員室		840円	840円	1,120円	840円	1,960円		
豊川市スポーツ公園野球場		990円	990円	1,320円		2,310円		
豊川市スポーツ公園サッカー場			7,350円	10,040円		17,570円		
豊川市スポーツ公園ソフトボール場		960円	960円	1,280円		2,240円		
豊川市庭球場	小学生、中学生又は高校生	1回につき 100円			コート 1面 530円	コート 1面 710円	コート 1面 530円	コート 1面 1,240円
	一般	1回につき 150円						
	65歳以上	1回につき 100円						
豊川市桜ヶ丘公園庭球場	小学生、中学生又は高校生	1回につき 100円			コート 1面 530円	コート 1面 710円	コート 1面 530円	コート 1面 1,240円
	一般	1回につき 150円						
	65歳以上	1回につき 100円						

備考

2 入場料又はこれに類するものを1人1回につき1,000円以上徴収するときの利用料金の額は、この表に定める額の4倍の額とする。

1 体育施設（豊川市野球場を除く。以下この号において同じ。）を個人で利用する場合において、利用者が障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、次に掲げる手帳のうちいずれかの交付を受けたものである場合は、当該利用者を利用料金及びその者が体育施設を利用する際に介護等を行う者として指定管理者が必要と認めた者の当該介護等を行うときの利用料金は、この表に規定する利用料金の額の2分の1の額とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 愛知県知事が交付する療育手帳

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

2 体育施設を専用に利用する場合において、この表に規定する利用時間（以下「基本時間」という。）に連続する1時間について利用の許可を受けた場合のその時間に係る利用料金は、基本時間の利用料金の1時間当たりの額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

3 体育施設を専用に利用する場合において、入場料又はこれに類するものを1人1回につき1,000円以上徴収するときの利用料金の額は、この表に定める額の4倍の額とする。

別表第1の3（第12条関係）

施設の名 称	単 位	利用料金の限度額
豊川市東上野球場	午前6時から午後7時 まで1時間につき	260円
(略)		

備考 利用時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。

別表第1の2（第12条関係）

施設の名 称	単 位	利用料金の限度額
豊川市東上野球場	午前6時から午後9時 まで1時間につき	260円
(略)		

備考

1 利用時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。

2 照明設備を利用して豊川市東上野球場を利用する場合において、照明点灯後1時間を経過したときの利用料金の限度額は、この表の規定にかかわらず、当該1時間を超える30分につき120円とする。この場合において、利用時間に30分未満の端数があるときは、30分とする。

別表第2 附属設備利用料金の限度額（第12条関係）

施設の名称	設備の名称	利用料金の限度額	
(略)			
豊川市豊川公園野球場	(略)		
(略)			
豊川市本野原第一公園広場	照明設備	30分につき	1,680円
(略)			
豊川市豊川公園庭球場	放送設備一式	1回につき	1,260円
	照明設備	30分につき	220円
(略)			
豊川市上長山 庭球場	コート	照明設備	1時間につき 430円
	多目的広場	照明設備	1時間につき 100円

備考 (略)

別表第2 附属設備利用料金の限度額（第12条関係）

施設の名称	設備の名称	利用料金の限度額	
(略)			
豊川市野球場	(略)		
(略)			
豊川市本野原第一公園広場	照明設備	30分につき	1,680円
豊川市東上野球場	照明設備	30分につき	1,680円
豊川市庭球場	照明設備	30分につき	220円
豊川市桜ヶ丘公園庭球場	照明設備	30分につき	220円
豊川市上長山 庭球場	コート	照明設備	1時間につき 430円
	多目的広場	照明設備	1時間につき 100円

備考 (略)

## 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市体育施設条例（以下「新条例」という。）別表第1、別表第1の2、別表第1の3及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に豊川市体育施設を利用する者について適用し、同日前に豊川市体育施設を利用する者については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定による利用料金の徴収及び指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

---

## 理 由

この案を提出するのは、豊川公園内の新たな庭球場の整備に伴い当該施設の利用料金の限度額を定めるとともに、庭球場施設の整理統合を図るため豊川市桜ヶ丘公園庭球場を廃止する等の措置を講ずる必要があるからである。